

ソ連・西ドイツ・オランダにおける日本関係史料の探訪について

沼田次郎

昭和二十九年度以来、日本学士院の委嘱下に本所が実施してきた在外未刊行日本関係史料の蒐集事業の成果として、吾々はオランダ・イギリス・ポルトガル(含マカオ)・スペイン・イタリー・ヴァチカン・アメリカ・スエーデン・西ドイツ・東ドイツ・フランス・スイス・メキシコ・インド(含ゴア)・インドネシア・オーストラリア等の諸国にわたって大量の貴重な文書・記録をマイクロフィルムで蒐集することができた。その内容は本所刊行の「日本関係海外史料目録」十四冊によって詳しく知ることができる。これで十六世紀以来日本と関係の深かった西欧諸国にある関係史料は大部分探訪されたことになるが、以上挙げた国名から一見して明らかのように、幕末期以来の締盟国のうちでも未探訪の国が相当あり、また実は此処に挙げてある諸国の場合でも、上記のカタログを見ると判るように、必ずしも網羅的ではなく、探訪に相当むらがある。とくに徳川時代中期以来、我国と最も密接な関係のあった帝政ロシア時代の未刊行史料が今日まで全く探訪できていないことは関係者のひとしく遺憾とする所であったが、幸いにして筆者は、昭和四十四年度文部省在外研究員としてソビエツト連邦を訪れることができたので、この機会を利用してソ連所在の日本関係未刊行史料の調査を試みる積りであった。併しその結果は以下に記すように見事な空振りには終ったが、その後、西ドイツ・オランダを訪れて多少の収穫もあったので、次にそれらの状況について簡単に述べらる。

(一)

ソビエツト連邦における日本関係史料については実は今日まで詳細な情報を知ることができない。しかし「伝兵衛」や「幸太夫」等の日本漂流民の事蹟、ラクスマンやレザノフ、さてはプーチヤチン等の交渉を想起すれば、少くとも帝政ロシア時代の外務省ないし海軍省の文書・記録類に日本関係史料が存在することは明らかで、現にソ連の専門史家の研究書にはそれらの史料が利用されている事を知ることができるのである。併し乍ら世界各国の古文書館その他の施設類に関する年鑑類、例えば *World of Learning* にも詳しい事は載っていない。また各国の外交文書についての案内書の類、例えば *D. H. Thomas and L. M. Case : Guide to the Diplomatic Archives of Western Europe, Philadelphia, 1959* などにも記されていないので、それらの史料についての情報を知ることが困難であったが、過去においてソ連を訪問された諸学者や、ソ連学者の研究書等について調査した結果、大体次の四ヶ所の機関について日本関係史料の有無をまず調査してみることにした。

- (1) ソ連外務省外交文書保存部 *Arxiv Vneishnii Politiki Rossi Arxiv-nogo Upravlenii MVD S. S. R. (キモコウ)*
- (2) 初期ロシア史料中央保存所 (*Central Archives of Early Russian Historical Records (キモコウ)*)
- (3) 古文書修理保存研究所 (*Laboratory for the Restoration and Preservation of Documents (リノシムラーム)*)

(4) 中央国立古文書館 (Central State Historical Archives) (レニング
ラード)

この外、ソ連学者の研究書によれば、例えばソ連海軍の中央古文書保存所などにも重要な日本関係史料があることが察せられるが、その所在すら明らかでなかったため、出発迄にどうやらその所在を知ることのできたものの中で重要と思われるところの右の四ヶ所に限定したわけである。

併し乍らこの日本関係史料の調査・蒐集については、これ迄日本学士院及び本所とソ連アカデミー間に数次に亘って文書を以て交渉が行われたにも拘らず、先方から明確な返事がなかったため、史料についての情報も依然として明らかでない。しかしモスコウ及びレニングラードの東洋学研究所 Institut Vostokovedeniya にある日本関係史料、例えば大黒屋幸太夫関係史料その他の史料を閲覧するために同研究所を訪ねることができたので、同所に依頼して右の四ヶ所の施設への入館を斡旋して貰った。

私は昭和四十四年九月十五日東京出発、同日モスコウ到着、同月二十九日までモスコウに滞在したが、併し結局、私のモスコウ滞在期間中には許可が下りず、滞りも終りに近付いた頃、「予め日本から訪問六ヶ月以前に文書を以て、研究題目・所属・職業等を明記し、在モスコウ日本大使館経由ソ連外務省に申請する必要がある」が、貴君はそれをやっていないので、今回は駄目です、という返事を貰っただけであった。

そこで九月三十日、モスコウを出発してレニングラードに赴き、同地の東洋学研究所で、幸太夫の遺書その他を閲覧すると同時に、右に記した(3)(4)の古文書館への入館斡旋を依頼したが、此処でも、「モスコウの許可」が下りるのに時間が掛るので、結局私のレニングラード滞在中(十・十一・十)には無理だ、ということであった。

ソ連における日本関係史料についての調査は、右のような経過で目的を達することができなかったため、結局、従来の知見に加えるような情報を得ることができなかったのは遺憾である。

(二)

ドイツにおける日本関係史料とくに日独関係史料については既に一應撮影済みで、その詳細は本所出版の日本関係海外史料目録第十一により知ることができる。併し私が西ドイツの古文書館を訪問した目的は、第一には本所で採訪したベルリン・ハンブルク・ブレイメン・コブレンツ・ボンの古文書館以外にも日本関係史料とくに本所事業の対象と成りうる時代の史料を所蔵する古文書館がありはしないかを調査することであった。この点について、以前から文書で連絡のあったベルリンの国立プロシア枢密古文書館 Preussisches Geheimes Staatsarchiv 及び西ドイツの中央古文書館ともいべきコブレンツ Koblenz のドイツ連邦古文書館 Bundesarchiv で係り官について尋ねた所では、対象を新しい時代に迄及ぼせば、各地の古文書館にもそれぞれ日本関係の文書・記録を持つ所もあろうが、貴君の希望する一八五〇年ないし一八七〇年前後の史料を持つ所は、右の五ヶ所以外としては、フライブルク Freiburg にあるドイツ連邦古文書館陸海軍分館 Bundesarchiv Abteilung Militärarchiv ぐらいであろうと言うことで、これを調査した。以下ベルリン・ハンブルク・ブレイメン・コブレンツ・ボン・フライブルクの順に簡単に述べる。

ベルリンの国立プロシア枢密古文書館は、実は戦前日本との外交文書とくに幕末の外交文書を所蔵していた古文書館で、かつて慶応義塾大学今宮新教授が留学中それらの史料を採訪されたことがある。併し大戦中空襲の被害を受け、また疎開してあった文書・記録はソ連軍の接収する所と成り、現在は東ドイツのメルセブルク及びポツダムの古文書館に在り、それは既に昭和四十一年撮影済みである。このような因縁のある古文書館であるので、あるいは残存する日本関係史料のある

事を期待していたが、結果としては後出リストIの程度で、さしたることもなかった。併し一応マイクロフィルムとして本所の蒐集に加えることができた。

次にハンブルクの古文書館 Staatsarchiv Freie und Hansestadt Hamburg であるが、この日本関係史料も日本関係海外史料目録第十一に載せてあるように昭和四十二年に撮影済みである。併し調査の結果、撮影済みの史料と、ほぼ同じ年代、同じ性質の文書・記録で、何故か省略された未撮影のもの若干を発見したので、これらの追加撮影を依頼し、採訪することができた。その大要はリストIIの通りである。

同古文書館は戦災後同市庁舎 Rathaus に間借りの状態に在り、史料の保管・整理ともに館員の希望する状態から遠いと言うことで、書庫を見たいという希望も断られた状況であった。従って目録もあまり詳しいものがないが、その目録で知りうる限りでは、日本関係の史料は以上で尽きている。史料全部について調査ができるようになれば、また多少の発見もあろうが、日本関係としてまとまったものはもう残っていないと思う。

ブレームンの古文書館 Staatsarchiv Bremen についても、主要なものは昭和四十二年に撮影した分で大体網羅されていることが判った。併し外にも色々な記録に散見するということが判ったので、時代を一八六〇年前後から一八七〇年代の末迄に限って調査し、リストIIIの結果を得て、マイクロフィルムに撮影することができた。同じように年代を延長すればなお日本関係史料を得ることはできようが、主要なものは既に一応網羅されたことと思う。

ハンブルク・ブレームンにこのように比較的古い時代からの日本関係史料があるのは、いう迄もなく両市が共に有名な古くからの海港で、ことにハンザ同盟都市の一員として、日本プロシア通商条約締結

当時から日本に対する関心が深かったからである。そこで同じようにハンザ同盟都市の一員であったリューベック Lübeck についても調査する積りであったが、ハンブルク古文書館で聞いた所によると、リューベックの史料は現在東ドイツにある、ということであったので、旅程の関係もあって、調査を省略した。

コブレンツのドイツ連邦古文書館で得た成果はリストIVの通りで、あまり大したことはなかった。ここでは前述のフライブルクの史料についての情報を得たことが最大の収穫であった。

ボンのドイツ外務省古文書館 Politisches Archiv des Auswärtiges Amtes は、旧ドイツ外務省の外交文書を大量に所蔵しており、その内の一八七〇年—一八七七年の分が既に昭和三十八年度に撮影されて史料編纂所に入っている(前記目録第十一参照)。もちろんこれは年代を本所事業の対象の年代に限って採訪した結果である。この外、同古文書館の日本関係史料のうち一九二〇年度の分迄が既にアメリカでマイクロフィルムに撮影されており、その概要は、Catalogue of Films and Microfilms of the German Foreign Ministry Archives 1867—1920, The American Historical Association Committees for the Study of War Documents, 1959 により知ることができらる。但しこのフィルムは網羅的でなく、選別もしくは年次による省略が行われているものようである。

なお今回の訪問時に、昭和三十八年度撮影のフィルムの中で撮影不良の分を再撮影することができた。

フライブルクのドイツ連邦古文書館陸海軍分館には、大量の日本関係史料とくに日露戦争関係・第一次世界大戦関係・第二次世界大戦関係の文書・記録を蔵する由である。日独陸海軍の関係から推してさもあらんと思われるが、その中からとくに一八六〇年ないし一八八〇年

の時期を限って調査の結果、リストVのような結果を得た。

その大部分は、万延元年(一八六〇)日本プロシア通商条約締結のため来日したプロシア使節オイレンブルク伯 Friedrich Albert Graf zu Eulenburg 関係の文書・記録である。この使節一行の関係記録としては、周知のように一八六四年から一八七三年にかけてプロシア東亜遠征記 Die Preussische Expedition nach Ostasien (四冊)が刊行されている。フライブルクに残る文書・記録類はもちろんその編纂に使用されたものであろうが、日本遠征時に至るプロシアの極東政策に関する海軍省及び軍令部の文書・記録を始めとして、同使節及び同遠征艦隊に関する訓令、各級指揮官の報告類はもちろん条約成立後における日本及び東アジア各国との関係についての史料等も多数含まれており、初期日独関係史料として価値があることはもちろん、十九世紀におけるプロシアの政治・経済事情をも窺うに足る史料である。

とくに今日まで史料編纂所に入手したマイクروفイルムの蒐集には、このオイレンブルク関係の史料は殆んど含まれていないし、また現在東ドイツにも残存することが少ないのではないかと考えられるので、近い将来において是非撮影したいものである。

以上の外、ドイツではレムゴー Lengo' ミュンヘン München 及びウルツブルク Würzburg を訪れ、ケンペル及びシーボルト関係の史料及び遺蹟を調査したが、これに就いては省略する。

(三)

オランダに於ける日本関係史料の最大のものとしては、既に大量のマイクروفイルムに撮ることのできたハーグの国立中央古文書館にある日本関係史料がある(日本関係海外史料目録第一―第五参照)。とくに日本商館文書 Archief Nederlandsche Factorij Japan に関する限りほぼ完全に網羅的である。その他の膨大な文書群中に含まれている

日本関係史料についても相当の成果が挙げられているが、なお未だしの感のある部分も残っている。とくに私見によれば、幕末開国以後のオランダ外務省文書が少く、また海軍省関係の文書・記録が欠けていることである。もちろん外務省文書も撮ってはあつたが、これはある時期に旧文部省維新史料編纂事務局で抜萃したらしいリストに拠って撮影したものであり、一八四七年より一八六二年に至る間の文書であるが、現地で調べてみると、同年代に就いて見ても、全部ではなく、一部の抜萃にすぎない。従つて一八四七年から同六二年にわたる時期についても、できるならば補備を行う必要があるが、一八六三年以降少くとも一八六八年迄もしくは一八七〇年代くらい迄は更に調査する必要がある。併しこの年代の史料に就いては索引・目録が甚だ不備であるため、結局は六〇〇冊以上(一冊三〇〇ないし五〇〇丁に上る)に上る膨大な文書群から一点一点選び出す必要がある。従つて今回の滞在期間中にはこの方面でリストとして挙げる程の収穫を挙げることはできなかった。海軍省関係の文書についても事情は同じで、とくに史料そのものの所在がハーグの文書館でなく、スハールスベルヘン Scharbergen の補助保管庫 Hulpdepot にあるという条件の悪さがこれに加わってくる。

従つて外務省文書として従来撮影されたフィルムは補備ないし継続については捗々しい結果を得なかったが、今日までわが史料編纂所の蒐集に入つてなかつた条約関係書類(その内には弘化元年(一八四四)オランダ国王ウイレルム二世の將軍宛開国勸告書に対する老中連署の答書、一八五六年一月三十日の日蘭和親条約書等を含む、但し整理が悪く、目録にはあつても実物の見えないものが相当あつた)若干、また特殊コレクションとしての個人文書・地図・絵図類等を撮影することができた。その大要はリストVIの通りである。

その他オランダではライデンの国立民族博物館 Rijksmuseum voor Volkenkunde、国立植物標本館 Rijksherbarium、ライデン大学図書館

等を訪れ、シーボルトはじめ日本に関係ふかい諸家の蒐集品について多少の調査を試みたが、それらに就いては省略する。

四

以上、昭和四十四年度において行ったソ連・西ドイツ及びオランダの三国所在の日本関係史料の調査について記したが、今回の調査の経緯に基づき、またこれ迄の海外の日本関係史料についての調査・蒐集の経過に基づいて、今後考慮すべき点について二三の私見を述べる。

第一にソ連における日本関係未刊行史料の調査蒐集は予想以上に困難なことである。従来ソ連に留学した諸学者も多くは公開の図書館・大学・研究所と接触したに止まり、直接古文書館当局に接触した人が少いため、事情が判明しなかったが、今回の経緯によれば、手続きにきわめて時間が掛かり、また先方側の官僚制度の然らしめる所か、横の相互の連絡などが不十分であるらしく、容易に交渉が進まない。従って十分の時間的余裕を以て気長に粘り強い交渉を行うことが必要である。一ヶ月以内の滞在などでは到底埒があかないようである。今後本所としても、日本学士院を通じ、また外務省を通じて辛抱強く交渉した上で、先方の諒承を得たならば、予め文書で所定の手続きをとって専門家を派遣せねばならない。同時に一方ではまた、学界として、一般に史料の公開こそ歴史学研究の第一歩であることを強調してソ連学界に強く訴うべきであると思う。とにかく今日までは見せてくれるものやら見せないものやら誰もはっきりした経験がなく、文書による交渉では一向要領を得なかったが、「六ヶ月以前」という条件はともかくとしても、手続きを踏めば閲覧の可能性のあることは明らかになつた事をせめてもの収穫として、今後訪ソされる人々に期待する次第である。

第二にドイツにおける日本関係未刊行史料の蒐集については、右に述べた通り一応の目的を達していると思われる(もちろん蒐集対象の年代を延長すれば別問題であるが)。但しフライブルクの史料は近い

将来において何とかして撮影したいものである。

この外、ドイツにおける日本関係の史料としては、言う迄もなく東ドイツ所在のものについて考える必要がある。幸いにして昭和四十一年度において、旧プロシア枢密古文書館にあった幕末期の史料の一部は撮影されているが(日本関係海外史料目録第十一参照)、果してそれ丈けなのか、それ以外の分はどうなっているのか皆目不明である。今宮教授によれば、本所に既に撮影しえた分以外にもまだ色々存在していた筈であるが、戦災で焼失あるいは散佚したものであるうか。あるいは東ドイツにおける撮影は日本に存するドイツ関係史料のフィルムとの等価交換の方法によって実施したので、その額を超える分はまだ残っているのかも知れないが、良く判らない。

何分今日まで日本と同国との間に外交関係が樹立されていないので、吾々が直接東ドイツ古文書館を訪問調査することができない。今回の旅行中も、実は機会ある毎にその可能性を打診してみたが、現状では私用旅券を持つ旅行者の調査に待つより外に方法はなさそうである。将来外交関係の好転を待つより外に当分方法はあるまい。

第三にオランダにおける日本関係未刊行史料の蒐集については現在の本所の蒐集は相当自信を持ちうる状態にあると言つてよい。併し右に述べた外務省海軍省部門については将来機会を作つて補備に努める必要がある、またその可能性もあると思う。ともかくこの国における今後の採訪は、機会や人の問題については相当可能性もあることとて、問題はむしろ投入しうる資金の方であろう。

最後に、以上の三国以外の、採訪の一応終つた諸国について見ても、初めに記したように相当の不備がある。イギリス・フランス・アメリカ・スイス等は大体網羅的であるが、多量の史料を採訪することのできたスペイン・ポルトガル・イタリーの諸国について見ても、十六・七世紀の史料が今までの採訪の中心であつて、幕末及び明治初年の史料は含まれていない。その外、採訪の範囲を締盟国全部に及ぼす

ことはできないとしても、本所の事業の対象と成りうる一八六〇年前後から一八八〇年前後までの間に外交関係の結ばれた諸国についてはできる限り採訪しておく必要があると思うが、それらの国で今日なお未採訪の国が相当あるわけである。実は今次の出張に際しても、せめて北欧諸国ぐらゐはそれを実施したいと思つて、予めスウェーデン・デンマークの国立古文書館の許可を取つておいたが、時日が無くなつて実行できなかったのは遺憾であつた。しかしこれらの諸国では、採訪を必要とする史料の量はそれほど多くはないと想像されるので、今後本所においても、海外に出張する機会のある人に託して採訪することはそう困難ではないと思ふ。

その外、ヴァチカンその他のキリスト教関係の史料については、本所の前回の採訪時にはまだ公開されなかつたものも、その後十余年の歳月の経過の間に事情の緩和された場所も相当ある模様なので、これらの事情をも併せ考慮して、将来できる限りこれらの諸国の史料を採訪する機会を作り、本所の蒐集を一層充実したいものがある。

註1 今宮 新「初期日独通交史の研究」一・二(史学第三十四卷第二号及び第三・四合併号、今年に入つて同名の著書として鹿島研究所出版会より出版をされてゐる。)

I Abschriften des Auswärtiges Amtes, Japan 1874—1900

3 Bände

Band I (1874—1878)

Band II (1884—1894)

Band III (1894—1900)

いずれも、スウェーデン 関係ドイツ外務省文書の写しである。

この外に三文書館には Auslaundwirtschaft, Japan 1928—1833 2

Bände という記録があつたが、現在はコンラントの連邦古文書館に移管されてゐる。

- II (1) Bericht des Kaiserlichen General-Konsuls in Yokohama v. 22. 4. 1991 an Senator Stahmer
- (2) Dept. für Handel, Schifffahrt u. Gewerbe II, Spezialakten XIX, C. 16 No. 4 : Hafen-Lots, Schifffbau u. Tonnenwesen 1889—1914
- (3) No. 4a : Schifffahrt u. Schifffbau während des Krieges 1915—1919
- (4) No. 7 : Japanische Gesetz u. Bestimmungen in Handels-, Industrie-, Verkehrs- u. Schifffahrtfragen 1898—1914
- (5) No. 8 : Ein- u. Auswandererwesen 1905—1908
- III (1) Abgegangene Schiffe 1867 (抜萃)
- (2) Eingekommene Schiffe 1867 (抜萃)
- (3) Preussische Bremischer Vertrag mit China, Japan 1859—1860
- (4) Speciale Nachweisung des Bremischen Handels in 1869
- (5) Auszug aus den Protokol der ersten Sitzung des Bundsrats des Zollvereins von 28 April 1869
- (6) Ausweisung: Vertretung Konsuln 4) Reichs Konsulaten in Auslande A.) In Japan ca. 1869—1874
- (7) Extrakt aus den Senator Protokol, 1862, April 25
- (8) Extrakt aus den Senator Protokol, 1870, April 25
- (9) Extrakt aus den Senator Protokol, 1873, Aug 1
- (10) Abschrift [Instruction from Berlin, etc., 1870]
- (11) Abschrift [Instruction from Berlin, etc., 1871]

- (12) General Reglement für des nach Indien bestimmte Schiff
"Visurgis"
- (13) New-York Illustrated News, May 26, 1860
- (14) Constitution (国憲)
憲法は日本の皇朝使節團の新聞記事である。
- (15) Le Montieur Universal, April 14, 1860
- (16) The Times, Sept 27, 1858
このうち日本の新聞の新聞記事である。また、
このうち日本の新聞の新聞記事である。また、
このうち日本の新聞の新聞記事である。また、
- (1) George-Kerst: Die Bedeutung Bremens für die frühen deut-
sche-japanische Beziehungen (Bremisches Jahrbuch heraus-
gegeben von der Historische Gesellschaft zu Bremen, Bd.
50, Bremen, 1965)
- (2) Dieter Glade: Bremen und der Ferne Osten (Veröffent-
lichungen aus dem Staatsarchiv der Freien Hansestadt
Bremen, Band 34, Bremen, 1966)
- IV(1) Neutralität 14: Die Neutralisierung der Chinesischen und
Japanischen Gewässer in deutsche-französ. Krieg, 1870—1919
- (2) Gesuch um Eintritt in freemde Mil. Dienste desgl. den Wie-
derentritt verabschiedeter preuss. Offiziere in Japan 1892
在外の例
Deutsche-Japanische Gesellschaft gegründet 1890. (1935—
1945 70 packeten)
この記事は、この記事は、この記事は、この記事は、
この記事は、この記事は、この記事は、この記事は、
この記事は、この記事は、この記事は、この記事は、
- V(1) Marine-Ministerium: Die mit Japan anzuknüpfenden Han-
delsverbindungen, resp. eine dorthin und nach Canton zu-
sendende Expedition, Band 1, Sept. 1854—März 1859
- (2) Admiralität: Die Expedition nach den Chinesischen Gewaes-
sern, Band 2, Juli 1859—Dez. 1859
- (3) Admiralität; Die Expedition nach den Chinesischen Gewaes-
sern, Band 3, Jan. 1861
- (4) Admiralität: Die Expedition nach den Chinesischen Gewaes-
sern, Band 4, Jan. 1861—Juli 1861
- (5) Marine-Ministerium; Die Expedition nach den Chinesischen
Gewässern, Band 5, Aug. 1861—Juli 1862
- (6) Marine-Ministerium; Die Expedition nach Chinesischen
Gewässern, Band 6, Aug. 1862—Juni 1865
- (7) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 1, Jan.
1859—Dez 1859
- (8) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 2, Jan.
1860-Febr. 1860
- (9) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 3, März
1860—Dez. 1860
- (10) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 4, Jan. 1861
—Nov. 1861
- (11) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 5, Nov.
1861—Juli 1862
- (12) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 6, Aug.
1862—März 1863
- (13) Admiralität; Die Expedition nach Japan, Band 7, April
1863—Dez. 1865
- (14) Admiralität; Die Ostasiatische Expedition, Band, 1, April
1860—Juli 1862

- (15) Die von den Attachés der Ostasiatischen Gesandtschaft geführten Tagebücher, Band 1, Sept. 1860—Febr. 1862
- (16) Marine-Ministerium; Die Veröffentlichungen der Ergebnisse der Ostasiatischen Expedition, Band 1, Mai 1863—Dez. 1875
- (17) Marine-Ministerium; Die Expedition nach Japan, Band 1, April 1863—Mai 1865
- (18) Marine-Ministerium; Die Expedition nach Japan, Band 2, Juni 1865—März 1868
- (19) Admiralität; Die Expedition S. M. Korvet "Gazelle" nach den ostasiatischen Gewässern 1862—1865, Band 2, April 1864—März 1867
- (20) Marine-Ministerium; Entsendung von Kriegsfahrzeugen nach den ostasiatischen Gewässern, Band 1, Mai 1867—Sept. 1869
- (21) Admiralität; Entsendung Kriegsfahrzeugen nach den Ostasiatischen Gewässern, Band 4, Nov. 1874—Dez. 1876
- (22) Admiralität; Entsendung von Kriegsfahrzeugen nach den asiatischen Gewässern, Band 5, Jan. 1877—Juli 1880
- (23) Admiralität; Entsendung von Kriegsschiffen nach den asiatischen Gewässern, Band 6, Aug. 1880—Dez. 1883
- VI 1(1) Buitenlandsche Zaken 3147a; Brief van de Staatsraad van het Rijk Nippon aan de Regering van het Koninkrijk der Nederlanden in antwoord op een brief van Koning Willem II, over vriendschaps- en handelsverkeer met Japan, 1845 Juli 4, met een vertaling door J. Hoffmann te Leiden, voor eensluitende afschrift gewaarmerkt door de Secretaris-Generaal bij het Ministerie van Kolonien, door de Minister van Buitenlandsche Zaken ingezonden bij de "Staatsraad Archivaris van het Rijk" 1847 Juli 20 met gelijktijdig afschrift van deze briefwisseling een afschrift van een bewijs van ontvangst door het Rijksarchief op 22 Juli 1847. In houten doos met een paar handschoenen gewikkeld in oranje kleurig doek in kartoonendoos
- (2) 202a; Tractaat van vriendschap en handel, d. d. 30 Jan. 1856
- (3) 210a; Additioneel overeenkomst betreffende de vriendschap en de handel, d. d. 16 Oct. 1857
- 2(1) Aanw. 1907 XXXVIII; Stukken afkomstig van Pieter en Ary Bezemer, No. 17: Journaal gehouden aan boord van het koopvaardijship "Vasco da Gama" varend van Antwerpen naar Batavia, van daar naar Japan en over Batavia en terug naar Antwerpen, 7 November 1824—15 Juli 1826
- (2) No. 18: Register van uitgaande brieven van de kapitein A. Bezemer, bevelhebber van het schip "Vasco de Gama," 14 Februari 1824—26 Juni 1826
- (3) No. 19: Instructie voor kapitein A. Bezemer als commandant van het schip "de Auguste" gaande naar Batavia hem gegeven door de reeders N. J. de Cook en frere, 8 November 1825
- (4) No. 20: Stukken van kapitein A. Bezemer medegegeven op zijn reis naar Japan
- a) Notitie betreffende het aandoen van de haven van Nagasaki
- b) Beschrijving van het Japansche vaarwater tusschen Batavia en Decima door Kapitein H. Voormann. Copie.

- c) Instructie voor Gezaghebber van schepen, varende naar Japan en terug gearresteerde door Commissarissen Generaal over Nederlandsche-Indië, 7 Mei 1818, no. 5. Copie.
- d) Orders en voorschriften voor de bevelhebbers der Nederlandsche schepen "Vasco da Gama" en "Johanna Elizabeth" op hun reis naar Japan afgegeven door het opperhoofd van den Nederlandsche handel: de Sturlet, 1825, met bijlagen
- (5) No. 21 : Missiven gericht aan den kapitein A. Bezemer betrekkinghebbende op zijn reis naar Japan en facturen van medegenomen goederen, 6 Juni 1825—25 Februari 1826 en 11 October 1828
- (6) No. 22 : Missiven van Japanners aan kapitein A. Bezemer tijdens zijn verblijf in Japan
- (7) No. 23 : Aanvragen om koopvaren uit het schip van kapitein A. Bezemer te mogen lichten, facturen van afgeleverde waren en van ontvangn proviand
- (8) No. 24 : Missiven aan den Gouverneurs van Nagasaki, 1817 en 1825 (Minuten en copien)
- (9) No. 25 : Missiven van Japanners aan het opperhoofd van den Nederlandschen handel in Japan : de Sturlet, 1825
- (10) No. 26 : Facturen van goederen ingeladen in het schip "Vasco da Gama" op de terugreis van Nagasaki naar Batavia 1825
- (11) No. 27 : Quintatie betreffende de afrekening tusschen den kapitein A. Bezemer en de reeders van de schepen "Fanny", "Auguste" en "Vasco da Gama", 1817—1826
- (12) No. 33 : Kaart van de baai van Nagasaki
- (13) Aanw. 1918, No. XI ; Afbeelding van't Chinese eijlandt
- (14) Kaart van het Noord-Oostelijk gedeelte van Japan en Jeso
- (15) Kaart der Japanische Eijlanden
- (16) Kaart van Nippon en omliggende Eijlanden
- (17) Afrekening van zekere 4 a 5 stuks onbekend vaartuigen
- (18) Gezigt van der reede op de baai en stadt Firando
- (19) Waer Aftekeninge vant machtiche keijserlijk Casteel Osacca.